

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第29号	三田市心道会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
文化スポーツ課	<p>【改正趣旨】 三田市心道会館における空調設備の設置に伴い、同設備に係る使用料を定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 当該施設における空調設備に係る使用料について、以下のとおり定める。</p> <p>○ 空調設備を使用する場合は、使用料に1時間当たり350円を加算する。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>